

褥瘡対策のための指針

1 当施設の褥瘡対策の考え方について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備し、対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応を図る。

2 褥瘡対策及び対応について

当施設の「褥瘡対策委員会規程」及び「褥瘡ケアマニュアル」等によって適切な対策及び対応を行う。

褥瘡対策

- (1) 毎年4月または新規入所時に「褥瘡対策計画書」の作成を行う。
- (2) 2ヶ月毎または入所者の状態変化時や新規入所時に「褥瘡対策に関する計画書」の作成、評価を行う。
- (3) 「褥瘡対策に関する計画書」には「日常生活自立度判定基準」ランクに応じて褥瘡予防1～3の対策を立てる。
- (4) 「褥瘡対策に関する計画書」の対策を立てる。

3 委員会について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための褥瘡対策チームとして、褥瘡対策委員会を設置し、次のことを検討する。

- (1) 「褥瘡対策に関する計画書」を「日常生活自立度判定基準」によりランクB・ランクCの全員、ならびにランクJ・ランクAの褥瘡のある方について作成し、2ヶ月毎に再評価、再作成を行う。
- (2) 施設内における褥瘡及び合併する感染症に予防体制の確立に関すること。
- (3) 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること。
- (4) 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること。
- (5) 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること。
- (6) 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること。
- (7) その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること。

4 職員研修について

褥瘡対策のための研修会を年2回以上開催する。

5 担当者について

専任の褥瘡予防対策担する者として、褥瘡対策担当者を置く。

6 褥瘡対策の手順について

(1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策担当者は、「日常生活自立度判定基準」によりランク B・ランク C の全員、並びにランク J・ランク A の褥瘡のある者に対し、褥瘡対策に関する計画書を作成する。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、計画書に則り、「褥瘡ケアマニュアル」に従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなければならない。

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡対策委員会は、計画書に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

平成 18 年 4 月 1 日作成

平成 30 年 4 月 1 日変更